



令和元年度国内希少野生動植物種新規指定候補種の概要（特定第二種）


＜両生類＞

種名 (学名)	選定要件*	種の概要	
12. トウキョウサンショウウオ (<i>Hynobius tokyoensis</i>) 分類：サンショウウオ科 環境省RLランク：絶滅危惧II類（VU） 固有種 	イ	①種の特徴 ②分布域 ③存続を脅かす要因 ④その他	<p>全長は80～130mm程度。体側の肋条は通常12本。四肢は比較的短く、前後肢を体側に沿って折り返すと、わずかに触れ合う程度から2.5肋皺分の隙間ができる。鋤骨歯列は小さいU字形。体色は、黄色みの強い褐色から黒色まで変異に富み、尾の縁に黄色の条線をもつことはまれ。体側には青白色の小点が地衣状斑となっている個体もある。</p> <p>海岸地域から標高300m程度の丘陵地の落葉広葉樹の二次林やスギ・ヒノキの人工林に生息する。</p> <p>群馬県を除く関東地方の1都5県と福島県の一部に分布する。（1都6県でレッドリストに絶滅危惧種として掲載されている。）</p> <p>宅地開発・ゴルフ場造成・道路建設等の開発による生息地の消失、休耕田化による繁殖場の乾燥化による産卵場所の消失、外来動物（アライグマ・アメリカザリガニ）による捕食、販売目的の採集。</p> <p>日の出町指定天然記念物。 宇都宮市指定天然記念物。 生息地の一部は各種保護地域と重複。 東京都及び千葉県などで、有志や行政機関等によるビオトープ造成などの産卵場の保全、外来種の除去が試行され、成果を上げつつある。 トウキョウサンショウウオ研究会は「トウキョウサンショウウオ・シンポジウム」を21年間にわたり継続的に実施しており、普及啓発・情報共有の場として機能してきた。 インターネットオークション等による生体の取引が複数確認されている。</p>

＜汽水・淡水魚類＞

種名 (学名)	選定要件*	種の概要	
<p>14. カワバタモロコ (<i>Hemigrammocyppris neglectus</i>)</p> <p>分類：コイ科</p> <p>環境省RLランク：絶滅危惧IB類 (EN)</p> <p>固有種</p>  <p align="right"><small>©高久宏祐</small></p>	イ	①種の特徴	<p>全長 30～60mm であり一般にオスよりメスのほうが大型になる。体形は細長く、いわゆるハヤ型で体は側扁する。頭は小さく口は斜め上を向き、口髭はない。腹鰭より肛門前にいたる腹面には顕著な皮質の隆起が目立つ。側線は不完全。全体として黄色みを帯び、背部は淡褐色で、後頭部から背鰭基部にかけて背中線に暗色縦帯がある。体側と腹部は銀白い。眼の後ろから尾柄に達する暗褐色の縦帯が体側中央に走る。産卵期の雄は黄金色となる。形態が似るヒナモロコ (<i>Aphyocypris chinensis</i>) は咽頭歯が 2 列で、本種より尾柄長、尾柄高ともに大きく、かつ鱗相も異なる。おもに平野部の流れの緩い細流、灌漑用水路、クリークやため池、浅い池沼などにすむ。砂泥ないし泥底で沈水、挺水植物などが生えている場所を好む。</p>
		②分布域	<p>静岡県瀬戸川以西の太平洋に注ぐ河川に分布し、愛知、岐阜、三重、和歌山、奈良、滋賀、京都、大阪、兵庫、岡山、香川、徳島、福岡、佐賀の各府県から知られる。</p> <p>(都道府県レッドリストでは14府県で絶滅危惧種として掲載されている。)</p>
		③存続を脅かす要因	<p>ため池やそれに連続する灌漑用水路のコンクリート化、外来動物 (オオクチバス、ブルーギル) による捕食、販売目的の採集。</p>
		④その他	<p>市指定天然記念物 (愛知県豊田市、西尾市)。 静岡県希少野生動植物保護条例指定種。 三重県自然環境保全条例指定種。 岡山県希少野生動植物保護条例指定種。 香川県希少野生生物の保護に関する条例指定種。 輪之内町カワバタモロコ保護条例保護対象種。 生息地の一部は各種保護地域と重複。 水族館 2 館において飼育下での系統保存が行われている。 生駒市では、市民ボランティア、研究機関 (近畿大学農学部)、行政の三者でカワバタモロコ保護活動に取り組んでいる。 インターネットオークション等による生体の取引が複数確認されている。</p>

＜昆虫類＞

種名 (学名)	選定要件*	種の概要	
<p>17. タガメ (<i>Kirkaldyia deyrolli</i>)</p> <p>分類：コオイムシ科</p> <p>環境省RLランク：絶滅危惧II類 (VU)</p> 	イ	①種の特徴	<p>体長48～65mm。オスよりメスが大きい。体は灰褐色から褐色で、前脚は極めて太い捕獲脚となり、先端には1本の爪がある。後脚は遊泳脚となり、とくに脛節は扁平で幅広く長毛が密に列生する。口吻は短い。腹端には伸縮自在の呼吸管がある。翅は発達し、とくに後翅は不透明な白色で大きい。タイワントガメとは複眼や前胸背の形状で区別される。</p> <p>安定した池沼または緩流に生息する。摂食や産卵のために水生植物とくに抽水植物が必要と思われる。</p>
		②分布域	<p>福島県、栃木県、愛知県、三重県、奈良県、兵庫県、岡山県、広島県、山口県、佐賀県、熊本県、宮崎県の一部に生息しており、山形県、東京都、神奈川県、長野県、石川県、滋賀県、高知県、長崎県では絶滅したとされる。その他の府県では現状不明。</p> <p>国外では台湾、中国、ロシア極東、東洋区に広く分布する。</p> <p>(都道府県レッドリストでは38道府県で絶滅危惧種、5都県で絶滅として掲載されている。)</p>
		③存続を脅かす要因	<p>過去には水田などでの大量の農薬散布による水質汚濁が減少の大きな原因とされていた。また、開発による池沼の減少、販売目的の採集とともに、正の走光性が強い本種にとっては、外灯による誘引も大きな脅威となっている。</p>
		④その他	<p>滋賀県ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例指定種。</p> <p>生息地の一部は各種保護地域と重複。</p> <p>生息域外保全が少なくとも6施設で実施されている。</p> <p>兵庫県姫路市において1999年から放棄田を利用したビオトープづくりにより生息地の創出が行われ、その後の維持管理、モニタリング、普及活動が続けられている。また、佐用町の生息地においても2013年から維持管理、モニタリングが実施されている。</p> <p>奈良県奈良市や山口県周南市においても、ビオトープをつくり、本種の保全活動が行われている。</p> <p>インターネットオークション等による生体の取引が複数確認されている。</p>

※選定要件について

○希少野生動植物種保存基本方針(平成30年4月17日環境省告示第38号)(抄)

第二 希少野生動植物種の選定に関する基本的な事項

1 国内希少野生動植物種

(1)国内希少野生動植物種については、その本邦における生息・生育状況が、人為の影響により存続に支障を来す事情が生じていると判断される種(亜種又は変種がある種にあつては、その亜種又は変種とする。以下同じ。)で、以下のいずれかに該当するものを選定(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号。以下、第八を除き「法」という。)に基づく指定ではなく、同法に基づき指定すべき種を選定を指す。以下同じ。)する。

- ア その存続に支障を来す程度に個体数が著しく少ないか、又は著しく減少しつつあり、その存続に支障を来す事情がある種
- イ 全国の分布域の相当部分で生息地等が消滅しつつあることにより、その存続に支障を来す事情がある種
- ウ 分布域が限定されており、かつ、生息地等の生息・生育環境の悪化により、その存続に支障を来す事情がある種
- エ 分布域が限定されており、かつ、生息地等における過度の捕獲又は採取により、その存続に支障を来す事情がある種

(略)

4 特定第二種国内希少野生動植物種

特定第二種国内希少野生動植物種については、国内希少野生動植物種のうち、次のいずれにも該当するものを選定する。

- ア 第二1(1)イ又はウに該当する種
- イ その存続に支障をきたす程度に個体数が著しく少ないものでない種
- ウ 生息・生育の環境が良好に維持されていれば、繁殖による速やかな個体数の増加が見込まれる種
- エ ワシントン条約附属書Iに掲載された種(我が国が留保している種を除く。)及び渡り鳥等保護条約に基づき、相手国から絶滅のおそれのある鳥類として通報のあった種以外の種